

平成21年5月21日 裁判員制度が始まります

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。
6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断するものです。
裁判員の裁判日数は、裁判員の負担を軽減するためにも、多くの事件は数日間で終わります。裁判員の選任手続きなどについては、次のとおりです。

◆問い合わせ

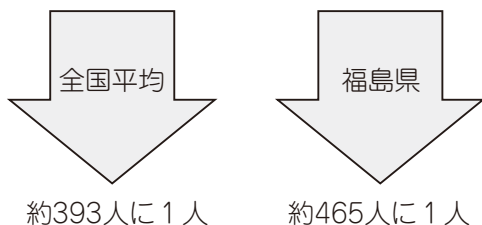
福島地方裁判所郡山支部 ☎024-932-5823

◎裁判員等になる確率は？

〔対象事件数：全国2,643件、福島県36件
有権者数：全国103,847,311人、福島県1,674,589人〕
※平成19年の対象事件数、有権者数

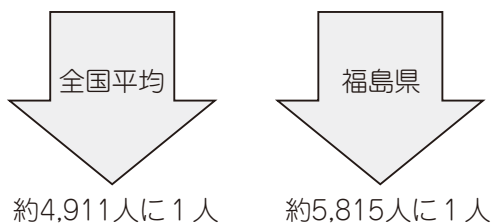
●1年間で裁判員候補者になる確率は

※1件あたり100人を選ぶと仮定した場合



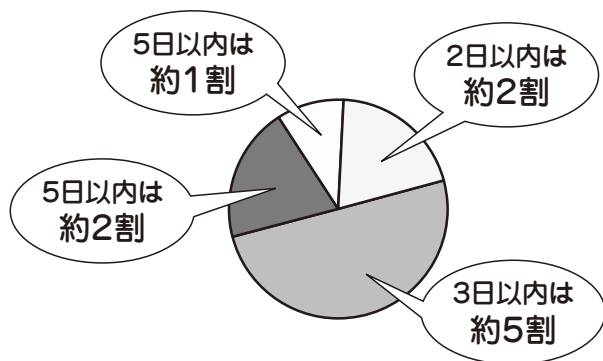
●1年間で裁判員または補充裁判員になる確率は

※裁判員6人・補充裁判員2人を選ぶと仮定した場合



裁判にかかる日数、3日以内が約7割

【想定される裁判日数】



裁判員選任手続きの流れ

前年の秋頃
裁判員候補者名簿を作ります
各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。
▽
前年12月頃まで
調査票とともに候補者に通知します
裁判員候補者名簿に記載されたことを通知します。また、就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかなどをたずねる調査票を送付します。
▽
裁判員候補者名簿を作ります
事件ごとに名簿の中からくじで候補者が選ばれます
事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者が選ばれます。通常、1事件あたり50人から100人程度選ばれます。
▽
原則、裁判の6週間前まで
質問票とともに選任手続期日のお知らせが送られます
くじで選ばれた裁判員候補者に質問票を同封した選任手続期日のお知らせ(呼出状)を送ります。
▽
裁判の当日
選任手続期日
裁判員候補者は、選任手続きの当日、裁判所へ行くこととなります。
▽
6人の裁判員を選任します
最終的に事件ごとに裁判員6人が選ばれます。通常であれば午前中に選任手続きを終了し、午後から審理が始まります。